

令和2年3月11日

事業主 }  
個人加入 } 組合員 各位

東京都薬剤師国民健康保険組合

令和2年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料  
について（お知らせ）

日頃より当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日に開催いたしました第61回通常組合会におきまして令和2年度歳入歳出予算が議決され、**令和2年度の保険料を改定しない**と決定されましたのでお知らせいたします。

なお、組合員数の減少傾向の下で、1人当たり保険給付費の増加が続いておりますので、皆様には引き続き医療費の節減にご協力をお願い申し上げます。

また、事業主様におかれましては、従業員の皆様にもこのことをお伝えいただきたく存じます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

<令和2年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料等>

区 分		賦 課 額【 月 額 】	
医 療 分	事業主組合員	26,000円	
	特例組合員	16,000円	
	従業員	薬剤師	21,500円
		その他	16,000円
	家族	9,000円	
後期高齢者支援金分（被保険者全員）		3,500円	
介護納付金分（満40歳～64歳）		4,800円	
後期高齢者組合員（75歳以上）		2,500円	

- 介護納付金分は、年齢が40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が納付すべき介護保険料として当組合が徴収し、まとめて納めるものです。
- 後期高齢者組合員の賦課額は、保健事業の費用に充てるものです。